第十八条中「及び第十四号」を「、第十四号及び第十五号」に改める。

第二十三条を削り、第二十二条を第二十三条とし、第二十一条を第二十二条とし、第二十条の次に次の一条を加える。

（中長期目標等に関する内閣総理大臣等との協議）

**第二十一条**　経済産業大臣は、通則法第三十五条の四第一項の規定により中長期目標（安定供給確保支援業務に係る部分に限る。）を定め、又は変更するときは、あらかじめ、内閣総理大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

２　経済産業大臣は、通則法第三十五条の五第一項の規定による中長期計画（安定供給確保支援業務に係る部分に限る。）の認可をするときは、あらかじめ、内閣総理大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

（内閣法の一部改正）

**第九条**　内閣法（昭和二十二年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項第一号中「次号及び」を削り、「及び防衛政策」を「、防衛政策及び経済政策」に、「、内閣広報官」を「並びに内閣広報官」に改め、「並びに次号に掲げるもの」を削り、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第五項中「第十五条第三項」を「前条第三項」に改める。

（国家安全保障会議設置法の一部改正）

**第十条**　国家安全保障会議設置法（昭和六十一年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十一号中「及び防衛政策」を「、防衛政策及び経済政策」に改める。

（内閣府設置法の一部改正）

**第十一条**　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項に次の一号を加える。

三十二　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）に基づく経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進のための基本的な政策に関する事項

第四条第三項第二十七号の七の次に次の一号を加える。

二十七の八　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定重要物資の安定的な供給の確保及び特定社会基盤役務の安定的な提供の確保並びに特定重要技術の開発支援及び特許出願の非公開に関すること（他省及び金融庁の所掌に属するものを除く。）並びに安全保障の確保に関する経済施策の総合的かつ効果的な推進に関する事務に関すること。

第四条第三項第二十八号中「はく奪」を「剝奪」に改める。

**別表**（第四十二条、第八十六条関係）

一　国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

二　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

三　国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　金子　恭之
法務大臣　古川　禎久
外務大臣　林　芳正
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　末松　信介
厚生労働大臣　後藤　茂之
農林水産大臣　金子原二郎
経済産業大臣　萩生田光一
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　山口　壮
防衛大臣　岸　信夫

# 政　令

金融商品取引法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年五月十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

**政令第百九十二号**

金融商品取引法施行令の一部を改正する政令

内閣は、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第四十条の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条の六第二項中「理由を」の下に「内閣府令で定めるところにより」を加える。

**附　則**

この政令は、令和五年一月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

---

航空法関係手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年五月十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

**政令第百九十三号**

航空法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律（令和元年法律第三十八号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

航空法関係手数料令（平成九年政令第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第七号中「第十七条の二第一項」を「第十八条第一項」に改め、同表第八号中「第十七条の二第三項」を「第十八条第三項」に改め、同表中第九号を削り、第十号を第九号とし、同表備考第二号イ中「第十七条の二第一項」を「第十八条第一項」に改める。

**附　則**

（施行期日）

１　この政令は、航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和四年六月十八日）から施行する。

（航空法関係手数料令の一部改正）

２　航空法関係手数料令の一部を改正する政令（令和三年政令第三百十七号）の一部を次のように改正する。

航空法関係手数料令別表第一第九号の改正規定を削り、同表第十号の改正規定中「同表第十号」を「同表第九号」に改める。

国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄